

(意見書案第 20 号)

小中学校の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書

平成25年8月に策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、避難所として設定すべき指定避難所の指定条件として「生活面を考慮し」と記載されている。策定から約10年を経て、幾度の大規模な地震、津波による被害や昨今の酷暑、線状降水帯をはじめとする大雨や多湿といった気象環境の変化を念頭に、指定避難所における住環境の整備が国会でも議論されているところである。

政府は、平成30年度補正予算による「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、公立学校施設の普通教室への空調（冷房）設備整備を行ってきたところ、現在までにその設置率は全国で99.1%となっている。一方、災害発生時において地域の避難所としての利用が計画されている全国の小中学校既存体育館への空調（冷房）の設置状況は全国平均18.9%であり、政府目標である令和17年度までに95%という目標とは大きな隔たりがあるところである。

よって、国においては、国民の安全と、大規模災害時にあっても憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る観点から、学校施設及び指定避難所における空調設備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法について十分に説明すること、加えて財政力指数にかかわらず、現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう財政援助の強化を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

} 宛